

台湾に上九流下九流なるものあり。これ人の階級を定めたるものにして、上九流は士農工商等と同等もしくは以上の待遇を受けるものにして、下九流は賤民として世に蔑視せられ、婚姻及び交際等は上九流以上の人となすあたわず。したがって社会に容れられざるものにして、彼ら間においてのみその交際をなすものとす。もとこれなかりしに考科（試験）の法設けらるるに至り、その資格を一定するの必要上これを設けたるものにして、下九流は全然考科に応ずるあたわざるものとす。またその身は現に下九流にあらざるも、父母・祖父母、この階級にありしものは下九流をもって準ずるものとす。

第一節 上九流

- 一、師爺 すなわち幕友と称し地方官の顧問たりし人にて民、刑、錢穀及び文書等の事務を見るもの即ち学識経験ある人なり。
- 二、医生 すなわち医師なり。
- 三、書工 すなわち書工なり。
- 四、地理師 すなわち堪輿先生と称し、地脈を分析して風水（墳墓）の位置を相する人なり。
- 五、卜卦 ト士先生と称する人にして卦によって人の吉凶禍福を占うもの。
- 六、相命 観相者にして星宿、陰陽五行等によって人の運命を占うもの。
- 七、和尚 すなわち僧にして肉食妻帯をなさず剃髮して袈裟を纏い、葬儀及び供養等を司り使者の冥福を祈るもの。
- 八、道士 すなわち司公というものにしてもっぱら祭祀祈祷をなし人の病氣平癒を祈るもの、いわゆる行者的のものなり。
- 九、琴師 一名琴棋と称し、読書人中娯楽のため琴または棋を弄ぶものにして、あるいは人にこれを教授するものなり。

第二節 下九流

- 一、娼女 娼女に二種あり。一は客席に侍し歌曲を奏するものこれを芸姐といい、ただ単に姪をひさぐものこれを趁食查某または倣嫖（※嫖はみだらの意）と称す。しかれども芸姐にして姪をひさがざるものなし。娼女は元貧家の幼女を買い媳婦仔（養女）となしこれを倣嫖または芸姐となすものにして嫖は娼家に芸姐は多く料亭にあり。また一家を構えて己の家にありて客を自家に招きて待遇するものあり、土人これを高等となす、いずれも客席に侍するものなるも、この二者の中主人の買断に係るものと一時的出稼者と年季雇入れとの別あり、後の二者はいずれも主人とある割合をもってその利益を分かつ。
- 二、優 優とは俗に搬戲的と称し、その団を戲班といい、頭を戲頭または頭家と称す。官話を用いて演ずるものを四坪といい、土語を用いるものを難臺という。戲の種類は大戲（すなわち大人の演ずるもの）・布袋戲（人形芝居）・傀儡戲（操人形芝居）等にしてその扮するよりいうときは、小生（少年に扮するもの）・老生（老人に扮するもの）・戲姐（婦女に扮するもの）・正姐（老女に扮するもの）・小花（少年にして顔を彩るもの）・大花（大人にして顔を彩るもの）等の六よりなる、搬戲的は多くは貧家の子弟を買断または承贖して遊戯を教え演ぜしむるものなり。
- 三、巫者 失明者が職業として人の依頼により死亡せる父母夫妻等が冥土における状態を説き人を惑わすものなり。
- 四、楽人 俗に太鼓吹と称し、他人の祝事または葬儀に雇われ籜を打ち喇叭を吹くものなり。
- 五、牽豚哥 牽豚哥とは俗に豚の種付けと称するものにして、一頭の牡豚を牽き街衢村落（※衢は道という意味）を廻り依頼に応じて雌豚に交尾せしむるを業とするものなり。

六、剃頭 床屋すなわち理髪職なり。

七、僕婢 僕婢はすなわち奴僕、下婢にして昔これらの人格を認めず、あたかも一家の財産とせられたり。故に一に家長の自由となり、家長もし財産没収に遭うときは奴婢も当然没収せられ、家長破産するときは奴婢は他に売却せられ、その身価は債主に帰せしものなり。

また奴婢は一家を立つるあたわず、奴婢等相互に結婚を許すも庶民と結婚する能わず、奴婢の仔は同じく奴婢にして家長の命に従うべきものとす。何が故にかく虐待するやについてはその起因詳しからず。周代すでに奴婢ありしという。そうして多くは犯罪者または賊のため虜掠せられ売られて奴婢となりたる者なりという。台湾において奴を奴才といい、昔は買断して奴となせしも今は奴才を使役する者なしといえども買断して婢女となすもの頻繁に行わる。今なおこの風あり。これを■（※女へんに査と書く）媒嫗 [チアボオカヌ] という。台湾においてもこれを遇するはなはだ残酷にして呵責の結果遂に死に致す等珍しからず。

■（※女へんに査と書く）媒嫗また容貌やや美なるものはその身価意外に増加するをもってこれを利せんがため甲地より買い乙地に売ることあたかも牛馬仲買様の業をなすものあり。これ今日にありては禁ぜられたるをもって名を結婚に借りて売買す、今なお斗六附近にこの風ありと聞く。

昔台湾において律例に規定し、奴婢二十三歳に至れば家長は婢を他に読めすべしとの恩典令いでたるも行われざりしという。

八、拿龍 拿龍とは人の肩腰を按摩するを業とするものをいう。

九、土工 土工とは一名土公という。人畜の死体、埋葬及び墳墓堀りおよび行倒人、らい病者の取扱いをなすものをいう。なおこのほかに扛轎 [タンキヲ] (籠かつぎ) 等の賤業あり。また支那には修脚と称し、人の爪または脚を掃除する職業、及び靈卒、獄卒、楽戸等も下九流内なるも、台湾にはこれなきをもってこれを掲げず。